

研究機関が行う事務

1 公募要領の内容の周知

公募要領の内容については、あらかじめ広く研究機関内の応募資格を有する者に対してその内容を周知してください。特に、記載事項や応募書類の提出期限などについては、誤解の無いように周知をお願いします。

なお、公募要領については、日本学術振興会科学研究費助成事業ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>) でも御覧いただけますので、御利用ください。

2 応募資格の確認

応募者が、公募要領に定める応募資格を有する者であるか確認してください。なお、その際、科研費の不正使用等に伴い科研費の交付対象から除外されている者でないことについても必ず確認してください。

3 研究代表者への確認

応募者が、公募要領の内容を確認した上で応募書類を作成していることを確認してください。

4 応募書類の取りまとめ

(1) 応募書類の確認

研究計画調書及び応募カードについて、次の点を確認してください。

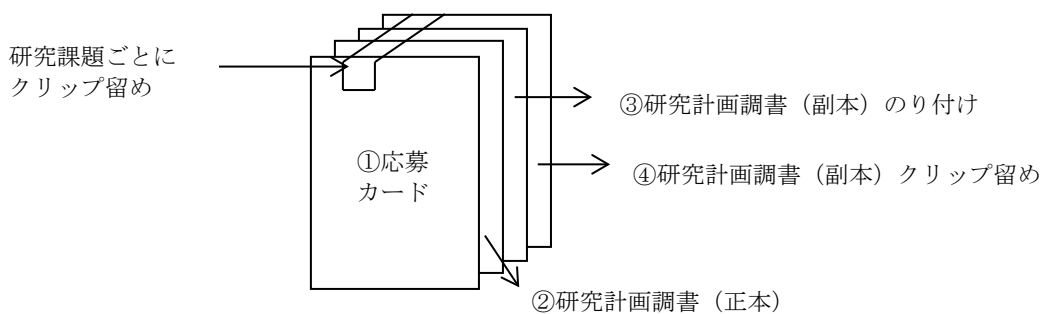
- ① 所定の様式と同一規格であるか。
※ 誤った様式による応募書類は様式改変とみなされ、当該応募研究課題が審査に付されないことや審査の結果に影響を及ぼすことがありますのでご注意ください。
- ② 研究計画調書はA4判両面印刷され、さらに左側（上から下まで）をのり付けし、見開きできるように加工されているか。
ただし、副本のうち、1部はのり付けせずに左上をクリップ留めしているか。
※ 研究計画調書は全4頁、両面印刷で2枚となります。頁数の増減は認めません。
- ③ パソコン等で別途作成したものがそのまま貼り付けられていないか。
※ 剥がれる恐れがありますので、貼り付けたものをそのまま提出するのではなく、明瞭に複写したものを提出してください。

- ④ 研究課題ごとに各様式が必要部数正しく作成されているか。
研究計画調書・・・3部（正本1部、副本2部）、応募カード・・・1部

(2) 研究課題ごとのまとめ

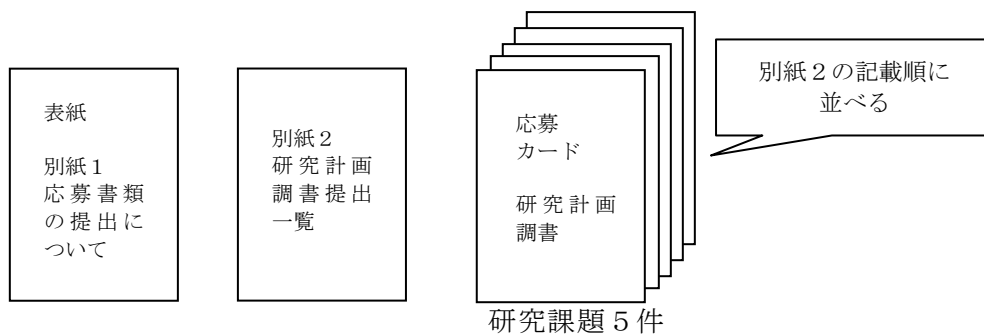
研究課題ごとに研究計画調書と応募カードを次の順に取りまとめ、上部をクリップで留めてください。

- ① 応募カード
- ② 研究計画調書（正本1部）
- ③ 研究計画調書（副本：左側をのり付けしたもの）
- ④ 研究計画調書（副本：クリップ留めしたもの）



(3) 研究計画調書等の取りまとめ

- ① 上記（2）でまとめた応募カードと研究計画調書を、別紙2「研究計画調書提出一覧」と同じ順番に並べてください。
- ② 表紙（別紙1「応募書類の提出について」）及び別紙2を先頭に添付し、左横2ヶ所に穴を開け、綴りひもで綴じてください。



5 応募書類の提出等

(1) 提出方法

① 応募書類を郵送する場合

【提出期間】

平成28年12月1日(木)～12月5日(月) **【必着】**

ただし、郵送された応募書類のうち、平成28年12月4日(日)までに発送したことが証明できる場合に限り、12月6日(火)に到着したものまで受理します。

【提出方法】

応募書類を郵送する場合は配達証明ができる方法(特定記録、小包、簡易書留、宅配便等)により、上記期間に到着するように、余裕を持って発送してください。

封筒等の表には「科学研究費補助金(奨励研究)応募書類在中」と朱書きし、「機関番号(5桁)」を明記してください。

【提出先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 (麹町ビジネスセンター)
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課
「科学研究費補助金(奨励研究)」応募受付担当

② 応募書類を持参する場合

【提出期間】

平成28年12月1日(木)～12月5日(月) (土曜日、日曜日を除く)

午前10時～午後5時 **【時間厳守】**

【受付場所】

独立行政法人日本学術振興会 8階会議室(予定)
(麹町ビジネスセンター内)

(2) 留意事項

- ① 応募書類の提出は1回に限ります。このため、各研究機関においては、応募する全ての研究課題を取りまとめた上で、一括して提出してください。(一度提出した後は、研究課題を追加提出することはできません。)
- ② 応募書類の提出後に、研究計画調書等の訂正、再提出(差替)等を行うことはできません。
- ③ 提出した応募書類の写しを保管しておかなければなりません。

6 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成26年2月18日改正）（以下、「公的研究費ガイドライン」という。）の内容について遵守する必要がある、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況等を報告しなければなりません。

したがって、「今回科研費（奨励研究）に応募する研究代表者が所属する研究機関」については、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を平成28年11月25日（金）までに府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。）を使用して文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する者の応募等の諸手続き及び科研費の管理が認められませんので注意してください。

e-Radの使用に当たっては、研究機関用のID・パスワードが必要になります。

なお、平成28年4月以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Radを使用して既に同体制整備等自己評価チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Radを使用した体制整備等自己評価チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

(http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm) で確認してください。

<問い合わせ先>

(公的研究費ガイドラインの様式・提出等について)

文部科学省 研究振興局 振興企画課 競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-066-877（ナビダイヤル）

受付時間：9:00～18:00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

7 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出

科研費に応募する研究機関については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）（以下、「不正行為ガイドライン」という。）を参考に、関連する規程等を定める必要があります。

また、科研費の応募に当たっては、平成29年度公募より、「不正行為ガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」（以下、「取組状況チェックリスト」という。）を提出することが必要となりました。

そのため、「今回科研費（奨励研究）に応募する研究代表者が所属する研究機関」については、「取組状況チェックリスト」を平成28年11月25日（金）までに e-Rad を使用して文

部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する者の応募等の諸手続き及び科研費の管理が認められないので注意してください。

e-Rad の使用に当たっては、研究機関用の ID・パスワードが必要になります。

なお、平成 28 年 7 月 15 日の文部科学省からの事務連絡の通知日以降に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等の応募の際に、e-Rad を使用して既に同チェックリストを提出している場合には、改めて提出する必要はありません。

e-Rad を使用した取組状況チェックリストの提出方法や様式等については、文部科学省ホームページ「(事務連絡)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について(依頼)(平成 28 年 7 月 15 日)」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374508.htm) で確認してください。

※「取組状況チェックリスト」は、「公的研究費ガイドライン」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」とは e-Rad を使用する点では同一ですが、提出する宛先が異なり、両チェックリストの提出が必要となりますので、御注意ください。

<問い合わせ先>

(不正行為ガイドラインの様式・提出等について) ※公的研究費ガイドラインの問合せ先とは異なります。

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課 研究公正推進室

e-mail: kiban@mext.go.jp

【URL】 http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

(e-Rad への研究機関登録について)

府省共通研究開発管理システム ヘルプデスク

電話：0570-066-877 (ナビダイヤル)

受付時間：9：00～18：00

※ 土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【URL】 <http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

8 不正行為ガイドラインに基づく研究倫理教育の実施

新規研究課題の研究代表者については交付申請前までに、自ら研究倫理教育に関する教材(『科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—』日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会、研究倫理 e ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE])、CITI Japan e ラーニングプログラム等)の通読・履修をすること、または、「不正行為ガイドライン」を踏まえ研究機関が実施する研究倫理教育の受講をすることとしています。

そのため、各研究機関におかれては、「不正行為ガイドライン」に基づき、研究倫理教育を実施してください。